

議案第18号

墨田区福祉作業所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月10日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区福祉作業所条例の一部を改正する条例

墨田区福祉作業所条例（平成15年墨田区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号及び第7条第1号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改める。

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。